

広島県告示第千二百二十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団あやめ会福原整形外科医院	広島市南区宇品西四丁目四番八号	令和五年一月一日	更新
真田病院	広島市南区皆実町三丁目一三番二一号	令和五年一月一日	更新
医療法人社団加川整形外科病院	広島市西区古江西町二二番一〇号	令和五年一月一日	更新
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目一五番二七号	令和五年一月一日	更新
谷川脳神経外科	広島市安佐南区相田一丁目三番一六号	令和五年一月一日	更新
済生会広島病院	安芸郡坂町北新地二丁目三番一〇号	令和五年一月一日	更新
福山城西病院	福山市西町二丁目一一番三六号	令和五年一月一日	更新
水永リハビリテーション病院	福山市南蔵王町四丁目一六番一六号	令和五年一月一日	更新